

やまなし観光地域経営支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし観光地域経営支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の主要な観光地が地域全体の経営的視点から、地域の観光事業者や住民などが市町村等と協働して行う、観光地の魅力を向上させる取り組みを支援することにより、本県への観光客の増加や観光地の再生に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金交付の対象者は、やまなし観光地域経営支援事業を実施するために設立された、県内主要観光地の観光事業者や住民等が組織する協議会等の団体(以下「協議会等」という。)とする。

2 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表1に掲げる事業とする。

3 前項の事業に必要な経費であって、別表2に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内で、200万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 協議会等は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(様式第1号)を、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により協議会等に通知する。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた協議会等は、その内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費配分の変更)

第8条 協議会等は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助金の交付対象となる別表2に掲げる各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
- (2) 補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部の変更

(補助事業の中止または廃止)

第9条 協議会等は、補助事業を中止し、または、廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 協議会等は、補助事業が完了したとき、または、前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して1か月を経過した日、または、交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、その補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会等に通知する。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した

後に支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 協議会等は、前項ただし書により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第13条 補助金の交付を受けた協議会等は、補助金に係る経理について、収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業

観光地への集客を増加させるための事業
観光地のもてなし力向上のための事業
観光地のイメージアップのための事業
関係者の資質向上のための事業
事業を行うために必要な調査・研究事業
上記に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事業

別表2 補助対象経費

報償費	講師・アドバイザー等謝金
旅費	講師及びアドバイザー等旅費、研修旅費、打合せ旅費
庁費	食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、保険料、通信運搬費、保管料、広告料、手数料、翻訳料、使用料及び賃借料
委託費	調査研究委託費、ツアー造成委託費、イベント企画委託費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、補助金対象事業の実施のために必要な経費